

医整第200号
医福第267号
令和8年5月29日

各保健所長 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長
岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長

岐阜県医療機関等賃上げ・物価上昇支援事業費補助金について

県では、医療機関等における従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対して支援することで、地域に必要な医療提供体制を確保することを目的に、下記のとおり補助金事業を実施することとしました。

対象事業者へは、令和8年6月上旬を目途に別添1のとおり通知しますので御承知おき願います。なお、当支援金については一般社団法人岐阜県医師会及び公益社団法人岐阜県歯科医師会へ別添2のとおり通知を予定しておりますことを申し添えます。

1 補助金の概要

(1) 賃上げ支援事業

【補助事業者】

補助事業者は、下記ア・イのいずれかに該当する施設（岐阜県内に所在し、健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。）（以下「対象施設」という。）を運営する個人又は法人

- ア 令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション
- イ 現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設

【補助率】

10/10

【基準額】

- ・有床診療所（医科・歯科）：使用許可病床数（R7.8.1時点）×72千円
※使用許可病床数が2床以下の有床診療所：150千円/1施設
- ・無床診療所（医科・歯科）：150千円/1施設

【補助対象経費】

補助金の交付の対象となる経費は、対象施設における対象職員の賃上げによる処遇改善に要する経費であって、以下のいずれかの賃金改善の内容を満たすもの。

- ① 原則として、令和7年12月から令和8年5月までの間に、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。
- ② 賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。
- ③ 本年3月までに①又は②による賃金改善を実施することを原則としつつ、やむを得ない場合（賃金が翌月払い、システム改修や給与データ入力に間に合わない等のやむを得ない理由については各医療機関で整理）は、
 - ・本年4月以降（原則6月まで）、昨年12月から本年3月までの最大4か月分の一時金の支給と4～5月のベースアップ又は毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の支給を行う場合
 - ・本年4月以降（原則6月まで）、昨年12月から本年5月までのベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の差額支給を行う場合も賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含まれること。※引き上げ後の基本給又は決まって毎月支払われる手当の水準を令和8年6月1日以降も維持・拡大すること。
- ④ 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本補助金の交付額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。

※対象職員

対象施設の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。）であって、次に掲げる者以外であること。

- ・対象施設の管理者
- ・対象施設を開設する法人の理事長
- ・対象施設を運営する個人事業主

※その他

本制度は、賃金改善の方法等が非常に複雑です。補助要件等の詳細について、国実施要綱、県交付要綱等を必ず確認し、申請してください。

【留意事項】

本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じ

て変動するものを除く。)の水準を低下させていないこと。また、例えば、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象医療機関等のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。

その上で、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種(例:医師・歯科医師等)への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種(例:看護補助者等)に対しては、重点的に配分することが考えられる。

なお、現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合(※)、当該職種の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。

(※)現時点でベースアップ評価料の対象とすることが検討されている職種

- ・ 事務職員
- ・ 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師
(40歳以上の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師は、現在のベースアップ評価料の対象になっておらず、現時点で対象に含めることは検討されていない。)

(2) 物価支援事業

【補助事業者】

補助事業者は、岐阜県内に所在し、健康保険法(大正11年法律第70号)上の保健医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)を運営する個人又は法人

【補助率】

10/10

【基準額】

- ・ 有床診療所(医科・歯科):使用許可病床数(R7.8.1時点)×13千円
※使用許可病床数が13床以下の有床診療所:170千円/1施設
- ・ 無床診療所(医科・歯科):170千円/1施設

【補助対象経費】

有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)における物価上昇下で行う診療等に必要な経費

2 申請受付期間

- ・ 交付申請兼実績報告

令和8年6月1日(月)から7月7日(火)まで

3 申請書類等

<全申請者が提出する必要がある書類>

- ・ 交付申請書兼実績報告書兼請求書(第1号様式)
- ・ 申請施設内訳(別紙1)
- ・ 振込先口座の通帳の写し

<該当する申請者のみ提出する必要がある書類>

- ・賃金改善報告書（別紙2）
- ・【2.0%超部分算定シート】（別紙3）
- ・委任状

申請パターン別必要書類一覧

	申請パターン		
	賃上げ・物価上昇 両方	賃上げのみ	物価上昇のみ
(1) 第1号様式 交付申請書兼実績報告書 兼請求書	○（必要）	○（必要）	○（必要）
(2) 別紙1 申請施設内訳	○（必要）	○（必要）	○（必要）
(3) 別紙2 賃金改善報告書	○（必要）	○（必要）	×（不要）
(4) 別紙3 2.0%超部分算定シート	△※1	△※1	×（不要）
(5) 通帳の写し	○（必要）	○（必要）	○（必要）
(6) 委任状	△※2	△※2	△※2

※1：補助対象経費④の内容を含む場合は必要

※2：申請者と口座名義が異なる場合は必要

必要事項を記入・押印の上、原本を郵送してください。

4 申請書類等の提出方法、提出先について

- ・原則、オンライン申請フォームより申請とし、オンライン申請フォームを利用できない場合は、郵送により申請。

（申請手順等の詳細についてはこちらに掲載）

<https://jimukyoku-site.jp/gifu/iryokikanshien>

- ・郵送での提出先は、下記のとおり。

【申請書提出先】
 住所：〒500-8799
 岐阜中央郵便局留め
 岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金及び岐阜県医療機関等
 賃上げ・物価上昇支援事業費補助金事務局
 委託会社 株式会社エイチ・アイ・エス 宛

5 留意事項

- ・岐阜県公式ホームページにて、国実施要綱、県交付要綱、申請様式、申請方法等の詳細を掲載しております。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/477994.html>

6 本補助金に関する問い合わせ先

岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金及び岐阜県医療機関等賃上げ・物価
上昇支援事業費補助金 事務局

住 所：〒500-8842

岐阜市金町7-4 ゴールドタウンマームリング3階

株式会社エイチ・アイ・エス 法人営業本部

中部法人営業グループ内

電 話：050-1750-8905（コールセンター）

メール：gifuken-bukkakoutou@his-world.com

7 医療機関等からの問い合わせ等への対応について

(1) 申請書等配布の申し出について

医療機関等から申請書等の配布の申し出があった場合、別添の申請書等一式（国交付要綱、県交付要綱、申請様式、Q&A）を配布いただきますようお願いいたします。

なお、医療機関等の来庁による申請書等の配布が困難な場合は、当課にて対応しますのでその旨ご連絡ください。その際、医療機関名、担当者名、連絡先及び住所を聞き取り、当課までお知らせください。

(2) 補助金に関する問い合わせについて

医療機関等より、申請方法等の本補助金に係る問い合わせがあった場合、上記のコールセンターをご案内いただきますようお願いいたします。

(物価上昇支援)

岐阜県健康福祉部医療整備課

係長 玉置 担当 今村

TEL 058-272-1860 FAX 058-278-2623

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

(賃上げ支援)

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課

係長 水谷 担当 千田

TEL 058-272-8269 FAX 058-278-2871

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

医整第200号
医福第267号
令和8年5月29日

一般社団法人 岐阜県医師会 会長 }
公益社団法人 岐阜県歯科医師会 会長 } 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長
岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長

岐阜県医療機関等賃上げ・物価上昇支援事業費補助金について

日頃は県の医療行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

県では、医療機関等における従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対して支援することで、地域に必要な医療提供体制を確保することを目的に、下記のとおり補助金事業を実施することとしました。

対象事業者へは、令和8年6月上旬を目途に別添のとおり通知しますので、内容を御了知の上、貴会に問い合わせがあった際には下記コールセンターを御案内いただきますようお願いいたします。

1 補助金の概要

(1) 賃上げ支援事業

【補助事業者】

補助事業者は、下記ア・イのいずれかに該当する施設（岐阜県内に所在し、健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。）（以下「対象施設」という。）を運営する個人又は法人

- ア 令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション
- イ 現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設

【補助率】

10/10

【基準額】

- ・有床診療所（医科・歯科）：使用許可病床数（R7.8.1時点）×72千円
※使用許可病床数が2床以下の有床診療所：150千円/1施設
- ・無床診療所（医科・歯科）：150千円/1施設

【補助対象経費】

補助金の交付の対象となる経費は、対象施設における対象職員の賃上げによる処遇改善に要する経費であって、以下のいずれかの賃金改善の内容を満たすもの。

- ① 原則として、令和7年12月から令和8年5月までの間に、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。
- ② 賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。
- ③ 本年3月までに①又は②による賃金改善を実施することを原則としつつ、やむを得ない場合（賃金が翌月払い、システム改修や給与データ入力に間に合わない等のやむを得ない理由については各医療機関で整理）は、
 - ・本年4月以降（原則6月まで）、昨年12月から本年3月までの最大4か月分の一時金の支給と4～5月のベースアップ又は毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の支給を行う場合
 - ・本年4月以降（原則6月まで）、昨年12月から本年5月までのベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の差額支給を行う場合も賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含まれること。※引き上げ後の基本給又は決まって毎月支払われる手当の水準を令和8年6月1日以降も維持・拡大すること。
- ④ 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本補助金の交付額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。

※対象職員

対象施設の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。）であって、次に掲げる者以外であること。

- ・対象施設の管理者
- ・対象施設を開設する法人の理事長
- ・対象施設を運営する個人事業主

※その他

本制度は、賃金改善の方法等が非常に複雑です。補助要件等の詳細について、国実施要綱、県交付要綱等を必ず確認し、申請してください。

【留意事項】

本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。また、例えば、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象医療機関等のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。

その上で、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種（例：医師・歯科医師等）への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：看護補助者等）に対しては、重点的に配分することが考えられる。

なお、現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合（※）、当該職種の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。

（※）現時点でベースアップ評価料の対象とすることが検討されている職種

・ 事務職員

・ 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師

（40歳以上の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師は、現在のベースアップ評価料の対象になっておらず、現時点で対象に含めることは検討されていない。）

（2）物価支援事業

【補助事業者】

補助事業者は、岐阜県内に所在し、健康保険法（大正11年法律第70号）上の保健医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）を運営する個人又は法人

【補助率】

10 / 10

【基準額】

・ 有床診療所（医科・歯科）：使用許可病床数（R7.8.1時点）× 13千円

※使用許可病床数が13床以下の有床診療所：170千円 / 1施設

・ 無床診療所（医科・歯科）：170千円 / 1施設

【補助対象経費】

有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）における物価上昇下で行う診療等に必要な経費

2 申請受付期間

・ 交付申請兼実績報告

令和8年6月1日（月）から7月7日（火）まで

3 申請書類等

<全申請者が提出する必要がある書類>

- ・ 交付申請書兼実績報告書兼請求書（第1号様式）
- ・ 申請施設内訳（別紙1）
- ・ 振込先口座の通帳の写し

<該当する申請者のみ提出する必要がある書類>

- ・ 賃金改善報告書（別紙2）
- ・ 【2.0%超部分算定シート】（別紙3）
- ・ 委任状

申請パターン別必要書類一覧

	申請パターン		
	賃上げ・物価上昇 両方	賃上げのみ	物価上昇の み
(1) 第1号様式 交付申請書兼実績報告書 兼請求書	○（必要）	○（必要）	○（必要）
(2) 別紙1 申請施設内訳	○（必要）	○（必要）	○（必要）
(3) 別紙2 賃金改善報告書	○（必要）	○（必要）	×（不要）
(4) 別紙3 2.0%超部分算定シート	△※1	△※1	×（不要）
(5) 通帳の写し	○（必要）	○（必要）	○（必要）
(6) 委任状	△※2	△※2	△※2

※1：補助対象経費④の内容を含む場合は必要

※2：申請者と口座名義が異なる場合は必要

必要事項を記入・押印の上、原本を郵送してください。

4 申請書類等の提出方法、提出先について

原則、オンライン申請フォームより申請してください。オンライン申請フォームを利用できない場合は、郵送で申請を行ってください。なお、郵送にあたっては、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付してください。

（申請手順等の詳細についてもこちらに掲載しております。）

<https://jimukyoku-site.jp/gifu/iryokikanshien>

- ・ 郵送での提出は、下記提出先までお願いいたします。

【申請書提出先】

住所：〒500-8799

岐阜中央郵便局留め

岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金及び岐阜県医療機関等

賃上げ・物価上昇支援事業費補助金事務局

委託会社 株式会社エイチ・アイ・エス 宛

※本補助金は対象施設を運営する個人又は法人において申請していただきます。そのため、対象施設を複数有する法人におかれては、対象施設分をまとめて申請してください。

5 留意事項

- ・ 岐阜県公式ホームページにて、国実施要綱、県交付要綱、申請様式、申請方法等の詳細を掲載しておりますので、必ずご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/477994.html>

6 本補助金に関する問い合わせ先

岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金及び岐阜県医療機関等賃上げ・物価
上昇支援事業費補助金 事務局

住 所：〒500-8842

岐阜市金町7-4 ゴールドタウンマームリング3階

株式会社エイチ・アイ・エス 法人営業本部

中部法人営業グループ内

電 話：050-1750-8905（コールセンター）

メール：gifuken-bukkakoutou@his-world.com

（物価上昇支援）

岐阜県健康福祉部医療整備課

係長 玉置 担当 今村

TEL 058-272-1860 FAX 058-278-2623

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

（賃上げ支援）

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課

係長 水谷 担当 千田

TEL 058-272-8269 FAX 058-278-2871

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1